

# 告 示

## 埼玉県告示第七百八十三号

測量計画機関である本庄市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

本庄市

### 二 作業種類

公共測量（数値修正 地図情報レベル2500）

### 三 作業地域

本庄市全域

### 四 作業期間

令和三年六月十七日から令和四年三月三十一日まで